

志摩市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針とする志摩市都市計画マスタープランの改定及び都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条に基づく志摩市立地適正化計画を策定するに当たり、幅広く意見を聴取し、多様な観点から調査検討を行うため、志摩市都市計画マスタープラン等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体に属する者
- (3) 市内に住所を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定に関する調査検討を行うこと。
- (2) 都市計画マスタープランの改定案及び立地適正化計画の策定案の作成に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定に関し必要と認められること。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から志摩市都市計画マスタープランの改定及び志摩市立地適正化計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験を有する者から選任するものとする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(策定部会の設置等)

第7条 委員会に策定部会を置く。

- 2 策定部会は、委員会から付託された事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 策定部会に属する委員は別表のとおりとし、策定部会長は副市長を、策定副部会長は建設部長をもって充てる。
- 4 策定部会長は、会務を総理し、策定部会を代表する。
- 5 策定副部会長は、策定部会長を補佐し、策定部会長に事故があるとき、又は策定部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 策定部会の会議は、必要に応じて策定部会長が招集し、議長となる。
- 7 策定部会長は、策定部会の会議において必要があると認めるときは、策定部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、志摩市都市計画マスタープランの改定及び志摩市立地適正化計画が策定された日限り、その効力を失う。

別表(第7条関係)

副市長
危機管理統括監
政策推進部長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長
福祉事務所長
水産農林部長
観光経済部長
建設部長
上下水道部長
病院事業部長
教育部長